

震災被災地における中間集団と相互扶助

——伝承と自治の再生に向けて

加藤 秀雄

はじめに

本稿では、二〇一一年六月以降、筆者が継続的に調査を行なっている東日本大震災被災地域の現状について報告を行ない、今後の課題について中間集団および相互扶助という観点から論じていく。中間集団とは近年、社会学、人類学等で再評価されつつあるE・デュルケームに由来する概念であり⁽¹⁾、その定義は論者によって若干の異同が見られるものの、概ね国家と個人の間に存在する、ギルド（同業組合）、教会、地域社会などを指すものであるとされる。

デュルケームが中間集団に注目した理由は、十九世紀末の欧州で増加した自殺等の社会現象が、中間集団の解体と密接に関連するものであることを見出したからであり、とりわけ「個人の自由」を標榜するフランス革命以降のフランスや新教国において、なぜ自殺率が高いのかという問題について分析を行なった。フランスでは、「個人の自由」を阻害するものとして前記のような旧来の中間集団が次々と解体される状況が当時、存在しており、翻って新教国では、神と個人との直接的な関係性を重視するプロテスタントイイズムの教義と、その教義がもたらす帰結としての教会機能の弱体化という状況が存在した。デュルケームは、

『自殺論』の中で次のように述べている。

宗教が人びとを自己破壊への欲求から守ってくれるのは、宗教が一種独特の論理で人格尊重を説くからではなく、宗教がひとつの社会だからなのである。その社会を構成しているのが、すべての信者に共通の、伝統的な、またそれだけに強制的な、一定の信仰と儀礼の存在にほかならない。そのような集合的状态が多ければ多いほど、また強ければ強いほど、宗教的共同体は緊密に統合されているわけで、それだけ自殺を抑止する力も強いこととなる。教義や儀式についての区々たる事柄は、さしあたり重要ではない。肝心なことは、もともと教義や儀式は、自殺を抑止するにたりの強力な集合的生活をはぐくむような性質をもっているということである。そして、プロテスタントの教会が、他の教会ほど自殺の抑止作用をもたない理由は、それが他の教会ほどこの緊密性をもっていないことにもとめられる〔デュルケム 一九八五・一九七〕。

ここには、教会という中間集団が、自殺のような（個人

化）に伴う社会現象の抑止力となることが明記されている。筆者は、我が国におけるこのような宗教的中間集団として血縁・地縁を基盤とする氏神祭祀組織や講などを挙げることが出来ると考えるが、桜井徳太郎は講を「信仰的機能を持つ講」「社会的機能を持つ講」「経済的機能をもつ講」の三種類に分類しており、これらはいずれも中間集団が持つ重要な機能を示唆するものとなっている〔桜井 一九八八〕。このような諸機能を持つ中間集団は、地域社会における日常・非日常の様々な状況に対処するための基点となり、その構成員間の相互扶助に基づく「自治」を支えるものとして存在していた。しかし東日本大震災という未曾有の災害は、このような中間集団の機能の失調を隠らずも露呈するものとなっている。

以上のような観点から本稿では、震災被災地の現状を具体的な事例から見えていき、併せて当該地域に過去に存在した中間集団、特に東北地方の各地に分布する契約講に注目するかたちで、過去―現在という時間軸における比較の視点から議論を進めていきたい。

1、被災地における中間集団の不在と復興の遅れ

(1) 「普請」から「建設」の時代へ

本稿の問題意識をより明確にしておくために、本章では被災地における現在進行形の問題を端的に論じている宮崎学『談合文化―日本を支えてきたもの』(二〇一四)の内容を見ておきたい。宮崎は、東日本震災の被災地では阪神大震災の場合と比較しても復興が遅れている現状があるとし、その基本的な要因として市町村が復旧・復興に回せる人的・物的力量を有していないことを挙げているが、国の側が「市町村がだめなら国がやればいい」、地域の中小企業がだめなら中央の大企業がやればいい」というスタンスであることを、むしろ問題視している。それでは真の復興にはつながらないのである〔宮崎 二〇一四・二六六〕。

過去の災害発生時には地元の大建業者や地域住民が、その復旧に真っ先に携わっていた。しかし地域社会の疲弊、住民自治の衰退は、それを困難にしており、辛うじて災害

復旧用の道路整備がなされるぐらいであった。このような状況を分析する際の補助線となるのが、「普請」と「建設」という一見、同じ意味を有する言葉の根本的な違いである。「普請」は元々、仏教語で『岩波仏教辞典』によると以下のような説明がなされている。

普く人々に請うて、寺の堂塔建築などの労働に共同で従事してもらうこと。転じて広く、建築、修理の意に用いられるようになった。禅寺などで修行者全員が一斉に労役に従うことを(普請作務)という。

また Wikipedia の項目では、「端的に言えば互助活動や相互扶助や自治としての建設(修繕、模様替も含まれる)の為の労力や資金の提供を求める事をさす。建設と言う言葉自体が明治時代に外来語を翻訳した時に出来た和製熟語でありそれ以前は普請と言った」とされており、その相互扶助性がより強調された定義となっている。⁽²⁾ 民俗語彙においても、「フシン」は「フシンカゴ」「フシンギモノ」「フシンコウ(普請講、祖谷山地方に分布)」「フシンダ(普請田)」「フシンドリ」といった言葉で各地に伝承されていた

が、いずれも地域社会における家屋の新築や屋根葺き、水路の掃除など相互扶助的な労働を指す言葉として用いられていた。



写真1 大手ゼネコン（UR、清水、西松、竹中工務店など）が各被災地に建設している「まちづくり情報館」（気仙沼市幸町、2015年筆者撮影）

こうした民俗語彙が示すように過去の地域社会においては、様々な生活上の必要なインフラを整備する際に、相互扶助的な活動が当たり前のものとして行われていた。災害からの復旧においても、このような相互扶助の果たした役割は極めて大きかったと考えられるだろう。しかし現在の被災地では、そのような相互扶助の力は失われており、変わって行政や大手ゼネコンの「建設」による復興が進められている。宮崎は現在の被災地が抱える問題について次のように述べている。

本格復旧から復興へとという段階に入ると、とたんに進まなくなってきた。その原因は、先に見たように、市町村・地元土建業に、そうした工事に取り組めるだけの力が、もはやなかったからである。そうした力がもともとなかったわけではない。なくなってしまうていたのだ〔宮崎 二〇一四・二六九〕。

このような事態は自治体と災害協定を結ぶ地元企業の数の激減からも見て取れると宮崎は指摘する。先述のように現在、被災地復興はスーパーゼネコンに主導される形で行

われているが（写真1）、「地元の土建企業がなくなっているから地元民の雇用先にならない」とされ〔宮崎 二〇一四・二七三〕、さらにコストに見合うだけの労働力、時間の確保が中小業者には困難であるという事情も存在するた⁽⁴⁾め、入札不成立という事態が頻発した。筆者も現地地で被災した公共施設の再建計画において入札不成立が続いたという話を耳にしている。

（2）復興の主体をめぐって

宮崎は、地域のことを地域の人が主体的に決定するために話し合う、相談する文化を肯定的な意味を込めて「談合文化」と呼んでいる⁽⁵⁾。しかし現在の「談合」は地域とかけ離れた場や人びとの間で行われるものへと変質してしまった。

官とスーパーゼネコンとの事実上の談合でみんな決まってしまうから、地元企業はたとえ談合しようとしてもする余地がない。大地震で談合文化まで壊れてしまったということだ。（中略）このような官僚とスーパーゼネコンの癒着体制で復興事業が進められているのである。こ

れで地域本位、住民本位の復興ができるはずがない〔宮崎 二〇一四・二七四―二七五〕。

このような状況が生じた原因は、「公正」「透明性」「利権排除」の名のもと、それまで地域に密着して営業してきた中小土建企業に対して過酷な価格競争を強い、その多くを淘汰してしまったことにあるとされるが、「自律・分散・協調」を掲げるならば、小泉政権以来の新自由主義的経済政策、官僚主導型の政策遂行システムを根本的に見直し、転換しなければならぬと宮崎は主張する〔宮崎 二〇一四・二七八―二七九〕。

巨大企業のような「強い者」に対抗して生き残っていくためには、中小企業のような「弱い者」同士が助け合い、互いに仕事を分け合って共存を図る必要がある。しかしそのような業界自治も規制緩和・競争導入のなかで、「もたれあいの構造」「競争を排除する利権」などと見なされ解体されていった。その典型が土木建築業界における「談合」の禁止、「一般競争入札」の徹底だったのである。こういった宮崎の議論から導き出される観点は、過去には「強い者」への対抗の基点となった自治的な人びとの繋が



写真2 大規模な設備を用いた高上げ工事が進む陸前高田市
(2015年筆者撮影)

りと相互扶助が、現在では極めて希薄なものとな化していることであろう。

これに対して宮崎は被災者を復旧・復興事業に雇用し、

賃金を支払うことでその自立支援につなげるキャッシュ・フォー・ワーク方式の有効性を次のような形で提示している。

(※キャッシュ・フォー・ワーク方式は、もっぱら開発途上地域向けの方式のように考えられているが、そうではない。この方式の優れている点は、災害からの復旧・復興を被災地住民がみずからの労働においておこなっていくことで、モノだけでなくヒトの復興をなしとげていくという精神にあるのだ〔宮崎 二〇一四・二八二〕。

この方式は二〇〇四年のインド洋大津波の際のバンダアチエ、二〇一〇年のハイチ地震、二〇一三年フィリピンにおける大型台風の襲来の際に適用されたが、以上のような宮崎の見解は筆者が被災地で感じている印象と多くの点で一致する。

大規模な復興道路の建設や架橋、防潮堤の建設、高上げ工事、復興住宅の建設等の事業に伴い(写真2)、大手ゼネコンの主導の下、下請けの建設業者に雇用された全国各地の労働者が被災地に押し寄せているが、被災者自身がそ

の担い手となつてゐる例は決して多くない。また今後の地域に関する重要な意志決定において、住民の希望が反映されてゐるか否かという点については、最も注意すべき問題だと考えられるが、筆者が直接、お話を伺つた多くの被災者は、何らかの形で現状に対する不満や不安を抱えてゐるにも関わらず、それがなかなか解決されない状況にあるという認識を持つてゐた。これは生活の場における意志決定機関である「自治組織」と「談合文化」の失調とも関連する問題だと筆者は考えるが、このことは「外部依存の体質」が現代社会における生活のあり方を規定するものとして、主要な位置を占めることになつてゐることの証左とも言える。⁽⁶⁾しかしもともと、そのような外部の資本や労働力を当てにすることが出来なかつた時代は、現在と全く異質な「自治」が、被災地においても地域固有の中間集団によつて担われていたのである。

2、被災地に存在した中間集団と相互扶助 — 契約講を事例に

(1) 契約講について

ここでは過去の被災地における中間集団の代表的な例として民俗学の蓄積が豊富な契約講について見ていきたい。『日本民俗大辞典』によると契約講は以下のようなものとして定義されている。

山形県・宮城県・岩手県などの地域社会における地縁的、互助的共同組織。その伝統は江戸時代にまでさかのぼり、五人組制度の遺制とみなす視点もある。村落的自治組織を担う村契約から特定の目標をもつ契約まで種々の形態があり、(中略)東北地方にあつて、いわゆる同族的結合とは対照的な非血縁組織原理が窺われる点で注目される。(中略)契約講の成員は相互に葬式時の手伝い(男性の墓掘り、女性の弔問客接待など)、茅葺き屋根の葺き替えなどの際の労働交換をしたり、火災・自然

災害で失われた家屋の再建のために共有山林から木材を伐りだして使用する権利をもっていた。火葬・仕出し料理の普及、保険制度が発達した今日でも、親睦・郷土芸能保存などの目的で機能している例がみられる。(※文責は松本誠一)

具体的な個々の事例報告は、古いもので〔田村 一九五〇〕〔江間 一九五五〕などがあり、社会人類学における報告として〔高橋他 一九七八〕などが挙げられる。また筆者の調査地である気仙沼市近隣地域における事例は、〔福田 一九八二〕が取り上げているが、その性質を西日本(九州、関西)における講との比較の視点から理論的に研究したものとして、桜井徳太郎『講集団成立過程の研究』(一九六二)所収の「第一篇 地域社会の講集団」「第三章 東北地方の契約講」が挙げられるだろう。桜井は村落と講との関係を論じる際に以下のような見解を示しており、ここできなされている議論から契約講の特徴を概ね理解することが出来る。

都会から眼を転じて農山漁村を眺めて行くと、講と村落

生活の関係がいつそう深くつながっていることに気づく。わが国の村落社会では、部落共同体などの運営をムラ寄合(このムラは今日の行政区単位でいうと、小字・区にあたる)という自治的協議形式で行なう所が多い。この寄合での話し合いによって部落の道普請・共有地の管理処分・氏神社祭礼の執行・屋根葺萱の利用など共同体全体の行事が進められる。そのムラ寄合が講寄合である場合が少なくないのである。一部落・一区内の全体が伊勢講・契約講・庚申講など一つの講組織で包まれている所では、その講寄合の席上でムラの行政事項が同時に協議されるという仕組である〔桜井 一九八八・一八〕。

契約講は、部落の立法機関でもあり、また司法・行政運営上の諸機能をも併せもつ重要な自治的政治機関であるというべきだろう〔桜井 一九八八・一五六〕。

これらは講と村落自治の関係を論じた箇所として読める文章だが、契約講の研究において特に注目されてきたのは、福武直が提唱した村落社会における「同族結合」と「講組結合」の違い、「東北型農村」「西南型農村」という

村落類型論を検証するための材料としてであった〔福武一九四九〕。東北型農村は同族結合を基盤とするもので、西南型農村は講組結合を基盤としているという福武の仮説に契約講はあてはまらないため、その内実注目が集まったと言えるが、この両者の置換可能性については福武も留意しており、桜井もその点に注意を促している〔桜井一九八八・四〇―四一〕。また最近の岡山卓矢による一連の研究は、契約講と村落を同一視する見方や、契約講内における同族の問題について再検討しており、既往の研究蓄積を現代的な視点で深化させるものとなっている〔岡山二〇〇九、二〇―二一〕。

(2) 契約講と相互扶助

契約講の機能については、『日本民俗大辞典』における解説からも看取出来るように、①葬式の手伝い、②屋根葺き、新築、修築の手伝いといった共同作業、③共有地、共有林の管理、④用水路、道路の管理などを主なものとして挙げる事が出来るが、金や共有財産（膳枕、座布団、押切、萱鉋など）の貸し出しを行う例も存在する⁽⁷⁾。これらの機能は、その全てを契約講のみが担うわけではなく、シン

ルイのような同族組織や念仏講などが葬儀を担う場合もあれば、共有地の管理は他の団体が行っていることも多い。その地域的な異同は、〔福田一九八二・二四三―二八八〕で詳細な検討が行われているが、筆者が調査を行った気仙沼市本吉地域でも③の機能を平磯地上権組合という団体で担っている。

平磯地上権組合は本吉地域大谷地区に住む住民のほとんどが所属する団体で、大正十三年二月の大谷村会議において「大正拾参年ヨリ向フ式百年間地上権ヲ平磯部落民ニ付与スルコト」「地内ニ在ル樹木全部ヲ平磯部落民住民ニ無償交付スルコト」「秣及肥料採取地トシテ大正拾参年ヨリ向フ式百年間地上権ヲ平磯部落住民ニ付与スルコト」などの重要な取り決めがなされ、これらの取り決めが現在の大谷地区における森林管理の基礎になっている〔本吉町誌編纂委員会一九八二・一一九〇〕。組合では、組合員が家を建てる際に建材を提供したり、木を伐採した際の利益配分を行うが、プールした収益を他の公共事業に回すこともあり、地域の電話線敷設・水道設置に際しては、この資金から多額の投資を行った。また集会所建設の際にも出資がなされたというが、今回の震災でこの集会所も流出して

いる〔加藤 二〇一三・八二〕。

大谷地区から少し離れた小泉地区においては、この植林事業を契約会が担っており、この他に夜警・合同御年始会・貯穀・消防などを行っている。一九八一年の調査報告書『小泉の民俗』によると、当該地域に於ける「相互扶助」の項目には、ユイッコ（※農繁期の労力交換）、葬式の手伝い、念仏講、結婚式の手伝い、頼母子、家普講・屋根葺き、郷倉、もらい風呂、共同井戸、共同財産の管理などが挙げられており、小泉地区における契約会が植林事業に特化した団体であることが見えてくる〔東洋大学民俗研究会 一九八一・四九―五二〕。

植林による収益は大きなもので、加入金の高騰を招き新住民や零細の家庭は契約会に入会できず、新たに小契約を立ち上げる事例も数多く見られるが（※津山町柳津石貝など）、近代以降の植林事業の重要性が増加したことについて福田アジオは以下のような見解を示している。

山間部の村落において町有地（村有地）の借り入れによる植林事業が経済的に意味を持つてくるのは明治後半以降であろうが、そのことが従来の村落そのものとしての

契約を変質せしめ、一定の財産を共有する団体として新しい家に対して閉鎖的な性格を持つにいたったのである。契約に入っていることが一定の特権のような形になった。植林した木が大きくなり、富が蓄積されればされるほど、契約は変質して行くことになる。そして、村落内部における新旧の家の対立が激化して行く。それをやわらげるために作られたのが小契約であり、その新旧両方の契約の連合の上に部落会を乗せることで部落の平和を維持しているのである。このような事例は山間部には多いものと思われる〔福田 一九八二・二八三〕。

既に見たように、契約講やそれに類する社会組織の機能から、村落自治において人びとの集まりとしての講が持つていた力は、多岐に涉ることが理解されよう。先に見た小泉の相互扶助の事例は、他地域では契約講が担っている場合もあれば、地上権組合のような他の集団が担う場合もあり地域によって異なる。その違いを地理的、歴史的観点から解き明かすことも勿論、重要な課題ではあるが、本稿の問題意識に照らした場合、このような相互扶助によって過去に行われてきた活動の多くは、「自分達の力でも行うこ

とが可能」だという点に注意する必要がある。

すなわち葬式、結婚などの人生儀礼、地域内の資源管理、道路の整備、そして家の修理、建築に至るまで大概のことは、住民自身の手で、ほぼ行うことが過去には可能だったのである。それを専門家や行政、市場に頼り切った形で行う現状においては、その弊害として人間の「無能力化」という事態が生じている恐れがある。これが「復興」を名目とする不必要な公共事業や、生活自体の復旧の遅れにも繋がっているとすれば、このような自治の力を再度、活性化させるような、新たな地域社会のありかたを構想していく必要があるだろう。

3、聞き取り調査から見えてくるもの

(1) 非常時に発現する相互扶助

前章では被災地の契約講が過去に担っていた自治的機能について確認していったが、このことを念頭に置いて、筆者が行った聞き取り調査の内容を参照しながら、震災後の被災地の状況を改めて確認し、地域社会における中間集

団、および相互扶助のありかたをめぐる今後の展望を議論していきたい。以下は、二〇一五年八月二十三日(三十一日に気仙沼市周辺地域で実施した聞き取り調査の内容であるが、ここからは非常時において、特に相互扶助的な状況が発現するという傾向が見て取れる。

◆本吉地域蔵内・O・H氏からの聞き取り(縫製工場経営)

O・H氏は本吉地域蔵内で縫製工場を経営しているが、工場は高台にあつたため津波の被害を免れた。主要道路の橋が落ちたため蔵内は陸の孤島と化し、その後、一五〇人近い人びとが工場に逃げてきたという。指定避難所ではなかったが、それらの人びとを受け入れ、その日は皆で夜を明かした。また寸断された道路からはコンビニや飲料品会社のトラックが逃げてきて、積荷の食料品を避難者で分配したという。

震災直後とはかく情報が欲しかったが、電気が寸断されていたため、五時間の山道を越えて本吉総合支所まで行き、徐々に周辺地域の被害状況が分かるようになった。蔵内地域でもどのような対応を取るか協議する必要が生じた

が、集会所も被災していたため、寺を一時的な集会所として利用したという。

工場は避難場所としてしばらく機能したが、「避難所は一つの国のようなもので、ルール作りが不可欠だった」とO・H氏は語る。避難所内での役割分担は特に重要で、女性は支援物資の仕分け、男性は瓦礫の撤去を主な仕事とした。また工場も生産の遅れを取り戻すため四月から操業を再開した。一〇〇人近い避難者がまだいたが、できるだけ「普通の生活」をすることを意識したという。

この聞き取りの内容が示すように、震災の直後にはレベッカ・ソルニットが「災害ユートピア」と呼ぶような状況が生じていたことがわかる（ソルニット 二〇一〇）。O・H氏の工場では困難な状況にある人びとを分け隔てなく受け入れ、資源の分配がなされた。またそのような状況においては、皆で「話し合う」ことが不可欠の要素であるということが集会所と寺をめぐるエピソードからも理解される。そのような場でなされたルール作り、役割分担をもとにした自治と相互扶助は、必要に迫られて生じたものであるとは言え、地域社会、生活の場における人びとの主

体性という問題を考察する上でも極めて示唆に富むと言えよう。

このような事態は蔵内に限ったものではなく、震災直後の被災地では至る所で確認された現象であるが、支援が行き届くに連れてそれらは徐々に解体の方向へと向かっていった。

(2) 地域の再編をめぐる課題

前節では震災発生直後に生じた災害ユートピア的な状況下での自治と相互扶助について見てきたが、以下では最近の被災地における地域社会の復旧・復興にどのような課題があるのかということを経験者から見ていきたい。

◆気仙沼市階上地域：K・M氏からの聞き取り（宮司・元教員）

階上は気仙沼市内でも特に津波の被害が激しかった地域である。階上には四四九世帯の家族が住んでいたが、三一五世帯の家が流出した。現在までに戻ってきているのは、わずか二〇軒だけであるという。また七〇軒あったワカメ

漁師は三〇軒にまで減少した。蔵内の事例と同様、地域住民の交流の場であった自治会館が流出したが、新築のコミュニティセンターが新たな自治会館になることが決まっている。広域の自治会を作れば助成金を多くもらうことが出来るので、コミュニティセンターもその資金で建造することに決まったが、細かいところまで行き届いた活動が出来るのが課題である。「七〇〜一〇〇軒の単位であれば、なんとか纏めることが出来るだろうが、それ以上となると難しいのではないか」とK・M氏は語る。自治会は六つの小字それぞれに存在していたが、震災によって多くの住民が家を失ったため、その再編が必要な状況である。

階上の多くの被災者は同地区の学校内に建てられた仮設住宅で避難生活を送っていたが、最近ようやく復興住宅への移転が始まった。復興住宅には親戚、友人など元々、何らかの関係がある人達が集まって住む傾向にある。また階上以外の地区からも、そのような知己との「縁」を頼って復興住宅に入居する人も少なくない。志津川・歌津（南三陸町）など遠方からの移住者もいる。

仮設住宅から復興住宅への移転をめぐることは、多くの課題が存在し、例えば階上に隣接する長磯地域には、三五〇

世帯が移住することになるため、急激な人口増加が生じることになる。三分の一が旧住民、三分の二が新住民という人口構成になるが、今後、地域社会の再編がどのように進むかは不透明な状況である。例えば、復興住宅の敷地内には以前存在した部落間の境界が存在し、その境界に即して自治会が編成されていたが、その単位を今後も継続するかどうかが議論されている。また住民の転居に伴い中学校の合併が行われるが、地域社会の核であった学校が失われることが、そのつながりを希薄にするのではないかとK・M氏は危機感を抱いている。

K・M氏の話から分かるように、今後の地域社会においては、震災前と同じ形での復旧を行うことが不可能であるため、如何に機能的な新しい自治組織を作るかがカギとなる。しかし、これからのような問題が生じるかを完全に見通すことが出来ないため、手探りで考えざるを得ない状況であることが見て取れるだろう。

このような地域内の自治組織は、大規模な復興工事をめぐる住民の意思決定、取りまとめにおいても重要性を持つものとなってくる。階上は津波によって大変な被害を被つ



写真3 嵩上げ工事が進む中、「なつかしい未来へ」と書かれたプレハブが建つ南三陸町（2016年筆者撮影）

たこともあり、防潮堤建設に対する関心が非常に強かった地域であるが、これとは逆に防潮堤の建設や嵩上げ工事に反対する地域も存在し、気仙大島では住民の意向を反映し

て防潮堤の建設が見直された。その意思決定のプロセスにおいて、住民を主体とした話し合いの場、すなわち自治の場が重要な意味を持ったことは論を俟たないだろう。⁽⁹⁾

このように、地域社会内の自治的組織は震災直後から現在に至るまで、復興をめぐる問題の中で主体となるべき重要な存在であることがわかる。しかし、第一章で宮崎が述べていたように、その力は震災の前から衰微しており、今後、持続的な自治とそれによる相互扶助を可能とするような中間集団をいかに形成すれば良いかという課題が、最も現在のな問題であることが本節の事例からも理解されよう。

これらの問題をクリアにしていくためには、「外部依存の体質」が震災の発生後から現在に至るまで、どのような問題やデメリットをもたらしているかを整理していく必要がある。また支援を行う側も地域の人びとが自分達で出来ることを出来るだけ自分達で行うことを可能とするような支援のあり方を考える必要があるだろう。その未来に向けたビジョンの中で契約講のような過去の地域社会・生活のあり方を参照することは、⁽¹⁰⁾一定の意味を持つことになる。筆者は考える（写真3）。

おわりに

以上、本稿では第一章で被災地における現在進行形の問題としての自治機能、相互扶助の衰微という問題を、宮崎学の議論を参照しながら確認し、第二章では過去の被災地における自治組織として契約講の事例を見ていった。これを受けて第三章では具体的な被災地の状況を聞き取り調査の内容から確認し、現在と今後の課題を論じた。

最後に、なぜ「自治」や「相互扶助」が人びとの生活に重要なかということ、整理して本稿の結論としたい。

大窪和志は『自治社会の原像』（二〇一四）のなかでヴェブレンの議論を参照しながら、産業社会の負の心性として「競合の心性」「消費者の心性」「満悦ないし無関心」の心性が挙げられることを指摘している。そしてそれぞれに対し、「競合」には「親心性回」を、「消費者心性」には「制作者本能」を、「無関心」には「無為の好奇心」といったものが対置出来るとしているが、これらが自治を支える根底にはあるとされ、それぞれの意味内容は次のようなものだとされる。

1. 「親心性回」……親が子を思う気持ちのようなもので、次世代の存続、発展のためにみずからの行動を配慮あるものにしようとする本能的な性向のこと。

2. 「制作者本能」……疎外された労働 (Labor) ではなく自発的な仕事 (work) において発現するもので、「善い仕事」が成立しうる条件の探求へ、という志向を持つ。これらは人間の創造性の発露であり、生きる上で不可欠な共同生活を維持していく必須の要因とされる。

3. 「無為の好奇心」……日常の中に「彩り」を見いだす、あるいは与えるような心性。

これらについて大窪は、「(人びとを) 圧服しようとしてくる負の制度・文化に対して、根源的な心性に依拠しながら、立ち向かいながら乗り越えていく」とし、近代以降の様々な状況への抵抗の基点としての意味を見出している〔大窪 二〇一四：九六〕。そしてこれと重なる指摘は柳田國男も行っており、『都市と農村』（一九二九）の「第九章 自治教育の欠陥とその補充」では次のような発言を残している。

新国家の統一教育は高く唱えられ、専ら読書算筆の習得によって、従前役人となり町民となるに適した生活準備を、あらゆる農村の童子にも付与しようとした。彼等を村の人たらしむる為に、最も有効なる期間が其学校の中へ持ち込まれた。保守固陋の嫌ひはあつたか知れぬが、永い年代の実習を積んだ自治訓練、うまく行けば都市へもその恩沢を頒ち得た耳の学問が、その無筆謙遜なる老教師の引退によって、突如として伝統の糸を絶つてしまった。さうして我村の生活を、書物で研究しようといふ人ばかりが多くなつたのである。(中略)この失はれたる経済自治の恢復を図らなければならぬ。国語の読本を別々にする位な小刀細工を以て、農村の生気を喚覚ますることが出来ると思ふやうに誤つたる先輩の意見に盲従してはならぬ〔柳田 一九九八・三〇九〕。

この柳田の発言で特に重要なのは、近代の学校制度で教育されるような知ではなく、「自治」が「無筆謙遜なる老教師」の伝承によって支えられていたことを指摘し、その「再活性化の必要性を強調している点である。さらに柳田は都市と農村に住む人びとの対比で、都市人が農村から学ぶ

べき「三つの経験」として以下のようなもの挙げているが、これらが先に見た大窪の議論とも多分に重なるものであることが理解されよう〔柳田 一九九八・二三九〕。

① 勤労を快楽に化する術、即ち豊熟の歓喜とも名くべきもの。
② 智慮ある消費の改善を以て、尚生存を安定にする道が幾らもあるということ。

③ 土地其他の天然の恩沢を、人間の幸福と結びつける方法
柳田は②について「近頃ではその変動が殊に激しく、しかも全部を中央の指導に仰がうとする故に、殆ど判断の当否を覚る遣も無い」としており、③を「特に大切な一点」であると指摘している。そのまとめとして「仮に都市人の無思慮なる浪費が、彼等を衰微させた直接の原因であるとしても、進んでそれを真似することが何等対抗の策で無いことは知れきつている」と述べているが〔柳田 一九九八・二四〇〕、これらの議論はそのまま現在の被災地の状況にあてはめることが出来るものだろう。

柳田が危惧したように近代と都市の論理は地域社会の自



写真4 仮設住宅敷地内の畑（2015年筆者撮影）

治や伝承を侵食・破壊し、今なおそれは進行中である。しかしそのような状況にあっても、人びとは自らの力で生活世界に働きかけ、少しずつ暮らしを自らの手に取り戻そう

としている。極めて些細な例かもしれないが、写真4で示したように、ある仮設住宅に入居している住民達は、ここがあくまでも仮住まいの公有地であるにも関わらず、自家消費用の作物栽培を始めた。「今年のキュウリは全部ここで作ったものでまかなうことが出来たよ」と入居者の方が語ってくれたが、この事例からは先に見た大窪や柳田の「心性」や「経験」を巡る指摘と重なるものを見出すことが出来る。こういった力を抑圧するものではなく活性化させる方向へと「外部の力」が転化されたとき、はじめて真の復興への道筋が見えてくるはずである。

注

- (1) 例えば二〇〇六年には『文化人類学』誌上で「中間集団の問題系」と題する特集が組まれた。中間集団論の学史、理論面の概要については〔真島 二〇〇六〕を参照のこと。
- (2) [<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%99%AF%E8%AB%8B>] 参照。二〇一五年九月一日確認。
- (3) 民俗語彙データベース [<https://www.rekihaku.ac.jp/up/cgi/searchrd.jp>] 参照。二〇一五年九月一日確認。
- (4) 二〇一三年七月二十九日付の日本経済新聞は、被災地の

復旧・復興工事における入札不成立について、「被災地の入札、二一・一%が不成立」と題した記事を掲載している。この記事のニュースソースとなった会計検査院の「東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について」も参照のこと〔会計検査院 二〇一三〕。

- (5) 宮本常一は「忘れられた日本人」所収の「村の寄り合い」の中で村落社会内における「話し合い」の具体的な様子を丹念に描き出しているので参照されたい。〔宮本 一九八四〕

- (6) 「外部依存の体質」とは結城登美雄が地域社会の疲弊を論じた論文の中で用いた言葉である。

農山漁村をたずねれば、古老たちから「昔は道路でも橋でも学校だって、村のみんなに必要なものは、みんなの力を持ち寄って自分達でやったものさ」と語られる。公が地域の主役ではなく、私の集まりが共同して地域を支える、それが村の自治だった。その自治を行政にゆだね、自分たちは金稼ぎに専念してしまった。(中略) 本来は自分たちがやっていたことを外部に依存することをサービ社会化というが、私たちは都市に暮らそうと村に暮らそうと、効率主義の名のもとに、外部依存の体質を身につけて過ぎてしまっているのかもしれない〔結城 二〇〇六・二九〕。

同様の観点は村松彰子が阿部年晴の議論を参照する形で提示しており、「個人の『権利』として、行政になにかを要求するといった自治体行政と地域コミュニティの関係では、「自治」と「協同」の構えが失われているといえるのではないかと指摘している〔阿部 二〇一四〕〔村松 二〇一五・四五〕。

- (7) 松崎憲三の調査によると、宮城県南部の白石市福岡蔵本尾籠(おへら)の契約会では、現在、①会員及びその家族の葬儀の執行、②財産の運営・管理、③会員相互の親睦に関する事項、④その他目的達成のために必要と認められる事項、といった目的が掲げられており、「葬儀の相互扶助組織といった趣きが強い」とされ、これも昭和四〇年代から五〇年代にかけて、その機能を葬儀社に取って替わられる形になっているという。なおこの契約会には『釜場六尺』『契約会記事録』などの資料が伝存している〔松崎 二〇〇八・三一八〕。

- (8) 専門家システムの「支配」による生活者の「無能力化」については、イヴァン・イリイチの『専門家時代の幻想』を参照しながら、これを指摘する小田亮の議論が参考になる〔イリイチ 一九八四〕〔小田 二〇一六〕。

- (9) 防潮堤の建設をめぐる問題を取り上げた最近の記事、「東日本大震災から六年 巨大防潮堤を「選んだ町」と「拒んだ町」、それぞれの今」〔AbemaTimes、二〇一七年

三月九日確認)には、気仙沼青年会議所の前理事長・宮

井和夫氏の「防潮堤の高さを自分たちで決められなかったことが悲しい。県からはイエスかノーかを迫られただけで、選択の自由は実質的になかった」という発言や、水産会社経営者の臼井壮太郎氏による「気仙沼は海とともに生きてきて海に恩恵を受けてきた街。基幹産業は水産業、水産業の原点は漁業なんだ。漁港なんだから漁師さんたちが作業しやすい、乗り降りしやすい、荷物の受け渡ししやすい、そういう岸壁に直さなきゃダメ。俺は高すぎる防潮堤は反対だ!」「一律で同じ高さでやるのがおかしい。投票でもいいからみんなから賛否をとって民主的にやればよかった。このままいいたら過疎化した街になる」といった声が掲載されている。

階上や気仙大島のように防潮堤建設の是非をめぐる議論を慎重に深めていった場合もあれば、その合意形成が上手いかない状態のまま建設が進んでいる地域も存在する」という被災地の錯綜した状況が理解される。

- (10) 川島秀一は、宮城県南三陸町歌津の契約会が東日本大震災の発生後、どのような対応をとったのかということについて詳細な報告を行っており、更に防潮堤の建設に関わる意思決定がどのような社会的背景を要因にして集落毎に異なるのかを分析している。本稿の問題意識と直接に関わる重要な論考なので参照されたい。(川島 二〇一

七・五六―八八)

【参考文献】

- 阿部年晴 二〇一四『地域社会を創る―ある出版人の挑戦』さきたま出版会
- イリイチ、イヴァンほか 一九八四『専門家時代の幻想』尾崎浩訳、新評論
- 江馬成也 一九五五『契約講について―三陸南部小漁村の場合を通じて』『文化』二二(四)
- 大窪一志 二〇一四『自治社会の原像』花伝社
- 岡山卓矢 二〇〇九『ムラ』なき契約講―民俗学における地域観の再検討』『アジア文化史研究』九
- 二〇〇九『同族と契約講についての若干の考察』『アジア文化史研究』一三
- 会計検査院 二〇一三『東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について』『会計検査院法第三〇条の二の規定に基づく報告書』会計検査院
- 加藤秀雄 二〇一三『解説 三浦家のモノにみる本吉地域の生活文化―津波のあとに興された家』『東日本大震災と気仙沼の生活文化』国立歴史民俗博物館
- 川島秀一 二〇一七『自然災害から回復する漁業集落の諸相―東日本大震災と三陸漁村』『海と生きる作法―漁師から学ぶ災害観』富山房インターナショナル

桜井徳太郎 一九八八『講集団の研究（桜井徳太郎著作集1）』

吉川弘文館

ソルニット、レベッカ 二〇一〇『災害ユートピア』亜紀書房

高橋統一他 一九七八『契約講の社会人類学的研究（一）』社

会人類学年報』四

田村馨 一九五五『東北の講集団―特に『ケイヤクの講』につ

いて』『民間伝承』一四（二二）、

デュルケーム、エミール 一九八五『自殺論』中央公論社

東洋大学民俗研究会 一九八一『小泉の民俗』

福武直 一九四九『日本農村の社会的性格』東京大学出版会

福田アジオ 一九八二『日本村落の民俗的構造』弘文堂

真島一郎 二〇〇六『中間集団論・社会的なるものの起点から

回帰へ』『文化人類学』七一（一）

松崎憲三 二〇〇八『自治組織』宮城県白石市福岡蔵本尾籠

の民俗』

宮崎学 二〇一四『談合文化』祥伝社

宮本常一 一九八四『忘れられた日本人』岩波書店

村松彰子 二〇一五『ほんものの社会としての『地域』』『人間

社会研究』一一一

本吉町編纂委員会 一九八二『本吉町誌』本吉町

柳田國男 一九九九（一九二九）『都市と農村』『柳田國男全集』

四

結城登美雄 二〇〇六『市町村合併の現在―合併で村はどうな

るか』『日本民俗学』二四五

【Webサイト】

Abema Times 二〇一七『東日本大震災から六年 巨大防潮堤

を「選んだ町」と「拒んだ町」、それぞれの今』[https://

abemetimes.com/posts/2109847]（二〇一七年三月九日確

認）

小田亮 二〇一六『農は過去と未来をつなぐ』を読む。』『は

ぐらかし・やり過ごし・じゃれ合いの生活のすすめ』（二

〇一七年三月九日確認）